平成２４年（フ）第１８４号
札幌市白石区菊水２条１丁目７番14号　ノースランド菊水402号
債務者　森下　吉正（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１１号
札幌市白石区菊水３条３丁目２番16号　三雄コーポラスＣ号
債務者　奥田　由美（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３４号
札幌市東区東苗穂１条２丁目１番21号　福寿荘201号
債務者　竹中　英明
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８号
群馬県藤岡市岡之郷17番地２　ヴィラ欅101号
債務者　増澤　美里
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第３４号
群馬県高崎市寺尾町2626番地２　ハーベスト
債務者　佐藤　金五
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第３５号
群馬県高崎市浜尻町898番地15
債務者　狩野　翔子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第８５４号
神奈川県平塚市東真土１丁目７番15―605号　グランシャリオ
債務者　渡邊　邦行
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８５５号
神奈川県平塚市東真土１丁目７番15―605号　グランシャリオ
債務者　渡邊　壽子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８６３号
神奈川県平塚市入野178番地の２　コーポ原202号
債務者　城田ゆかり
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２３号
神奈川県秦野市平沢1761番地の１　丸紀ビル３―Ｂ
債務者　植松　清美
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１０６号
新潟県三条市代官島926番地13
債務者　小林　政子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第２号
京都府舞鶴市行永617番地１
債務者　吉田　勇一
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで　京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第１４１４号
大阪府河内長野市小山田町451番地の149　２―509号、前住所大阪府河内長野市木戸３丁目21番４―２号
債務者　森　由美子
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
大阪府松原市天美北３丁目２番３―405号、前住所東京都練馬区上石神井２丁目16番18号　メゾン・エスポアー301
債務者　古田　成龍
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５０号
堺市堺区大仙西町１丁６番地　大仙西町団地９棟206号
債務者　阪田　卓司
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１３１号
堺市西区津久野町１丁８番13号　ムー１番館405号、前住所堺市西区津久野町３丁27番11号
債務者　林　美木夫
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１４２号
堺市西区浜寺元町４丁456番地２、前住所大阪府和泉市府中町７丁目１番１号
債務者　赤池　健治
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係